

本内容は、令和2年度国・県補正予算案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により、支援内容等に変更があり得ます。

県、市町限り

新型コロナウイルス感染症に関する農業者等への支援策（国経済対策）

令和2（2020）年4月24日現在
農政部

1 畜産農家への支援

No.	項目	対象者	支援内容	事業名	区分	担当課	資料番号
1	肉用子牛の出荷調整	畜産農家 (肉用子牛)	生産者団体が策定した計画に基づいて、生産者がやむを得ず肉用子牛の出荷調整を行う場合の掛かり増し経費を助成（飼料費等） 補助率：定額	肉用子牛流通円滑化等緊急対策	国 (直採)	畜産振興課	13
2	肥育牛の出荷調整	生産者団体等 (肥育牛)	生産者集団が、やむを得ずまとまって出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合の掛かり増し経費を助成 補助率：定額	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 (計画出荷支援)	国 (直採)	畜産振興課	14
3	優良な肥育牛生産の取組	畜産農家 (肥育牛)	経営の体質強化に資する取組（飼料分析、血液分析、肉質分析、畜舎環境等）に係る経費を助成 補助率：1頭当たり2万円、4万円、5万円 ※取組数と枝肉価格により決定	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 (肥育生産支援)	国 (直採)	畜産振興課	14
4	牛マルキンの生産者負担の納付猶予	畜産農家 (肥育牛)	肥育牛1頭当たり粗収益が生産費を下回った場合に、その差額分の一部を補てんする「牛マルキン」について、生産者負担金の納付を猶予 (国費分（3/4）のみ交付)	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 (牛マルキンの生産者負担金の納付猶予)	国 (直採)	畜産振興課	14
5	畜産農場の経営者等に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の事業継続	畜産農家	生産者団体が以下の支援を実施 ①代替要員（酪農ヘルパー含む）等を派遣 ②家畜を公共牧場等に緊急避難 ③発生農場の消毒等 補助率：定額 ※上記を実施する生産者集団への助成	新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業	国 (直採)	畜産振興課	16

1 畜産農家への支援策（続き）

No.	項目	対象者	支援内容	事業名	区分	担当課	資料番号
6	経営に必要な資金	農業者等	資金繰りや施設整備に必要な融資や借入れについて、貸付当初5年間実質無利子化や実質無担保化等 <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業セーフティネット資金 ・スーパーL資金 ・農林漁業施設資金 ・経営体育成強化資金 ・農業近代化資金 	新型コロナウイルス感染症対策のための金融支援事業	国 (直採)	経済流通課	7
7	経営に必要な資金	個人事業者、法人等	売上げが大きく減少した事業者に対し、給付金を支給 補助率：法人 200万円以内 個人事業者 100万円以内	持続化給付金	国 (直採)	経済産業省	22
8	労働力の確保	農業者等	他地域の農業従事者や学生等が、人手不足となった農業者を援農する際の活動費を助成（交通費、宿泊費、掛かり増し労賃等） 補助率：定額、1/2以内	農業労働力確保緊急支援事業	国 (直採)	経営技術課	4
9	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	農業者等	休校となった小学校等に通う子供等の世話をする保護者である労働者に対し、有給休暇を取得させた場合、当該労働者に支払った賃金相当額を助成 補助率：上限8,330円/日×有休休暇日数 ※対象期間：2月27日～6月30日 申請期間：9月30日まで	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	国 (直採)	厚生労働省	23
10	収入保険の保険料等の支払期限の延長	農業者等	収入保険の保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11ヶ月を経過する日を限度に延長	収入保険	国 (直採)	経済流通課	24

2 園芸農家への支援（野菜、果樹、花き等）

No.	項目	対象者	支援内容	事業名	区分	担当課	資料番号
11	高収益作物の作付け	農業者等 (野菜、花き、果樹等)	高収益作物（野菜・花き等）の生産に係る以下の経費を助成 ①種苗等の資材購入や機械レンタル等に要する経費 補助率：5万円/10a ②新たな品種の導入や販売契約に向けた取組に要する経費 補助率：2万円/10a ※中山間地域等では1割加算	高収益作物次期作支援交付金	国 (直採)	生産振興課	17
12	施設の整備、改修等	農業者団体等 (野菜等 (詳細未定))	農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設の導入等に係る経費を助成 補助率：1/2以内 ※既存設備の改修・不要設備の撤去を含む	国産農畜産物供給力強靱化対策	国	生産振興課	21
13	野菜の単価低下への補てん	農業者等 (野菜)	野菜の価格が著しく低下した場合に、平均価格との差額の一部を助成 補助率：定額 ※単価の低下状況に応じて変動	野菜価格安定対策事業	国・県	生産振興課	18
14	経営に必要な資金	農業者等	資金繰りや施設整備に必要な融資や借入れについて、貸付当初5年間実質無利子化や実質無担保化等 ・農林漁業セーフティネット資金 ・スーパーL資金 ・農林漁業施設資金 ・経営体育成強化資金 ・農業近代化資金	新型コロナウイルス感染症対策のための金融支援事業	国 (直採)	経済流通課	7
15	経営に必要な資金	個人事業者、法人等	売上げが大きく減少した事業者に対し、給付金を支給 補助率：法人 200万円以内 個人事業者 100万円以内	持続化給付金	国 (直採)	経済産業省	22
16	労働力の確保	農業者等	他地域の農業従事者や学生等が、人手不足となった農業者を援農する際の活動費を助成（交通費、宿泊費、掛かり増し労賃等） 補助率：定額、1/2以内	農業労働力確保緊急支援事業	国 (直採)	経営技術課	4

2 園芸農家への支援（野菜、果樹、花き等）（続き）

No.	項目	対象者	支援内容	事業名	区分	担当課	資料番号
17	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	農業者等	<p>休校となった小学校等に通う子供等の世話をする保護者である労働者に対し、有給休暇を取得させた場合、当該労働者に支払った賃金相当額を助成</p> <p>補助率：上限 8,330 円／日×有休休暇日数</p> <p>※対象期間：2月27日～6月30日</p> <p>申請期間：9月30日まで</p>	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	国 (直採)	厚生労働省	23
18	収入保険の保険料等の支払期限の延長	農業者等	<p>収入保険の保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11ヶ月を経過する日を限度に延長</p>	収入保険	国 (直採)	経済流通課	24

3 観光農園

No.	項目	対象者	支援内容	事業名	区分	担当課	資料番号
19	県の要請・協力依頼に応じた休業	個人事業者、法人等	4月21日（火）から5月6日（水）まで休業した、県内で営業する事業者 補助率：最大30万円 ※観光農園に併設するレストラン等の食事提供施設を休業した場合	新型コロナウイルス感染拡大防止協力金	県	栃木県新型コロナウイルス対策本部事務局	25
20	経営に必要な資金	農業者等	資金繰りや施設整備に必要な融資や借入れについて、貸付当初5年間実質無利子化や実質無担保化等 ・農林漁業セーフティネット資金 ・スーパーL資金 ・農林漁業施設資金 ・経営体育成強化資金 ・農業近代化資金	新型コロナウイルス感染症対策のための金融支援事業	国	経済流通課	7
21	経営に必要な資金	個人事業者、法人等	売上げが大きく減少した事業者に対し、給付金を支給 補助率：法人 200万円以内 個人事業者 100万円以内	持続化給付金	国 (直採)	経済産業省	22
22	労働力の確保	農業者等	他地域の農業従事者や学生等が、人手不足となった農業者を援農する際の活動費を助成（交通費、宿泊費、掛かり増し労賃等） 補助率：定額、1/2以内	農業労働力確保緊急支援事業	国 (直採)	経営技術課	4
23	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	農業者等	休校となった小学校等に通う子供等の世話をする保護者である労働者に対し、有給休暇を取得させた場合、当該労働者に支払った賃金相当額を助成 補助率：上限8,330円/日×有休休暇日数 ※対象期間：2月27日～6月30日 申請期間：9月30日まで	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	国 (直採)	厚生労働省	23
24	収入保険の保険料等の支払期限の延長	農業者等	収入保険の保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11ヶ月を経過する日を限度に延長	収入保険	国 (直採)	経済流通課	24